

一級河川江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）の事業認定に係る  
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和6年8月30日（金）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一級河川江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事（島根県江津市桜江町田津及び川越地内）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見等は次のとおりであった。

- ・ 江の川本川について「中州あるいは中州になりかけの場所があり、それらの除去を何よりも先に行うべきである」との意見があるが、どのように考えているか。
- ・ 失われる利益の検討項目のうち、騒音については、環境基準ではない規制基準ぎりぎりの値となっている点について、どのように考えているか。
- ・ 「事業認定庁の考え方」の失われる利益については被収用者の財産についての言及がないが、どのような整理であるか。

以上